

政府への諫言メッセージ

テーマ:消費税率10%社会に向けて違憲常態を解消する

政府の消費税政策の基本認識の誤りは、事業者が価格を決めるときの標準とする額を消費税抜としていないのを見逃していることである。

[消費税に係る違憲常態を解消する指針](#)に示すように、消費税率を10%に引き上げる時も「税抜標準額」を基礎にしなければ、二重課税になり日本国憲法第30条違反になる。

店頭で「本体価格1080円、(参考)税込価格1166円」のような商品価格表示を見かけるが、本体価格は課税仕入れ商品に付けられた価格であり消費税を含んでいるので、この商品の税率10%への引上げ時の適正価格【税抜標準額1000円×(1+消費税率10%)】は1100円であり、税率8%時の(参考)税込価格より低く抑えられるように、政府の消費税率引上げに係る諸々の経済対策は無意味であることが分かる。

価格決定の基礎として「税抜標準額」を適用して適正価格=税抜標準額×(1+消費税率)を取引価格にすれば違憲常態は自ずと解消される。

[電子商取引システムECS](#)の利用にかかわらず、取引における違憲常態の解消方法は、店舗等のPOS・レジスターから外消費税の計算機能を外すことであり、外消費税を横領してきた事業者は自発的に外消費税の授受を行わないことを声明すべきであり、或いは最寄りのコミュニティによる「適正価格表示事業者」の認定を受けるべきである。

政府は、消費税は間接税であることとの認識を深くし、国会答弁に備えるべきである。

平成30年11月10日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル

<http://www.selfdecl.jp/>

代表 清水 博

滋賀県守山市今市町139-4